

日本スキー学会 論文賞選考細則

第1条 本細則は、日本スキー学会顕彰規定第5条4にもとづき、日本スキー学会論文賞（以下、論文賞という）の選考基準及び選考方法について定めるものである。

第2条 選考委員会（以下、委員会という）は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会は、通信あるいは書面による会議とすることができる。ただし、第7条にある審議の場合を除く。
- 3 通信あるいは書面の投票をもって委員会に替える場合には、3分の2以上の投票をもって成立するものとし、その投票数を出席委員数とみなす。
- 4 委員会の議決は、一般事項の場合には出席委員数（委任状を含む）の過半数、受賞候補となる論文の選定の場合には同じく3分の2以上の同意を得ることにより成立するものとする。

第3条 委員会は、選考する論文を公募する。

- 2 公募は、正会員の推薦とし、自薦も認める。
- 3 推薦は、1名につき1編を限度とする。

第4条 委員会は、選考する論文ごとに2名以上の審査員を決定し、審査を依頼する。

- 2 審査員は、専門的知識を有する学識経験者で、選考する論文の内容を深く審査し、公平な判定を下し得る者とする。

第5条 選考する論文に関し利害関係を有する委員および審査員は、当該論文に関する審議の決定に関与してはならない。

第6条 審査員は、次の各号の評価項目について審査意見および5点満点で採点したものを委員長に提出する。

- ①独創性
- ②成果の学術・教育上の貢献度
- ③発展性
- ④表現のわかりやすさ

第7条 委員会は、審査員の審査結果に基づき審議し、受賞候補となる論文を、3編を限度に選定する。

第8条 委員長は、受賞候補となる論文を会長へ報告する。

(2008年3月24日施行)

(2011年7月25日改正)

(2013年11月27日改正)